

## ちば森づくりの会規則

CMR003	見舞金等	制定：平成17年1月7日 改定：平成27年5月23日
--------	------	-------------------------------

1. 会の活動中（集合・解散場所と住所との通常の経路往復中を含む）に受傷し、その治療のために入院または5日以上通院した場合、会より見舞金を支給する。見舞金の金額は1万円とする。

見舞金支給は1事故につき1回とする。

同一日に複数の病院に通院しても1日と数える。

同上事故が原因で死亡した場合は、会として香典を出す。その金額は1万円とする。

2. 該当する事故については当事者が別様式「事故報告書」を作成し、報告するものとする。